

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

改正案	現行
<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券及び特定有価証券信託受益証券（以下「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の<u>方法等</u>を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券及び特定有価証券信託受益証券（以下「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の<u>方法、取得格付等</u>を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第一号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第一号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第一号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】 1・2 (略) 3 【短期投資法人債】 (1)～(10) (略) (削る)</p> <p>第2 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 b・c (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第一号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】 1・2 (略) 3 【短期投資法人債】 (1)～(10) (略) <u>(11)【取得格付】</u></p> <p>第2 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 b・c (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1 【募集(売出)要項】 1・2 (略) 3 【短期外債】 (1)～(10) (略) (削る) 第2 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 b～d (略) (2)～(5) (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1 【募集(売出)要項】 1・2 (略) 3 【短期外債】 (1)～(10) (略) <u>(11) 【取得格付】</u> 第2 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 b～d (略) (2)～(5) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略)</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、<u>信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u></p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 ファンドの経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>f (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国投資信託受益証券の形態等 a (略)</p> <p>b <u>当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人(発行者たる内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第47条に規定する信託会社等をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。))をいう。以下この様式において同じ。))の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。))から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。))又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。</u> <u>なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u></p> <p>(a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u></p> <p>(b) <u>当該届出に係る内国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u></p> <p><u>当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p>(5)～(63) (略)</p>	<p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略)</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u></p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 ファンドの経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>f (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国投資信託受益証券の形態等 a (略)</p> <p>b <u>当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人(発行者たる内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第47条に規定する信託会社等をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。))をいう。以下この様式において同じ。))の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。))から取得するものに限る。))を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p> <p>(5)～(63) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (5) (略) (6) 外国投資信託受益証券の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社（発行者たる外国投資信託受益証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。）の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u> <u>(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u> <u>(b) 当該届出に係る外国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u> <u>当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p>(7) ~ (70) (略)</p>	<p>第四号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (5) (略) (6) 外国投資信託受益証券の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社（発行者たる外国投資信託受益証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。）の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p> <p>(7) ~ (70) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期投資法人債】 (15) (1)～(10) (略) (削る) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、<u>信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u> なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 f・g (略) (2)・(3) (略) (4) 内国投資証券の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u> (a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u> (b) <u>当該届出に係る内国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u> <u>当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</u> (5)～(14) (略) (15) 短期投資法人債 a～e (略)</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期投資法人債】 (15) (1)～(10) (略) <u>(11)【取得格付】</u> 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u> なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 f・g (略) (2)・(3) (略) (4) 内国投資証券の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る内国投資証券について、届出投資法人の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u> (5)～(14) (略) (15) 短期投資法人債 a～e (略)</p>

<p>f <u>当該発行（売出）に係る短期投資法人債について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u></p> <p><u>（a） 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u></p> <p><u>（b） 当該発行（売出）に係る短期投資法人債の申込期間中に、金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該発行（売出）に係る短期投資法人債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u></p> <p><u>当該発行（売出）に係る短期投資法人債について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p>(16) ~ (77)</p>	<p>f <u>「取得格付」の欄には、当該発行（売出）に係る短期投資法人債について、発行者が申込みにより取得するすべての格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。</u></p> <p>(16) ~ (77)</p>
--	--

改 正 案	現 行
<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期投資法人債】 (1)～(10) (略) (削る) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期投資法人債】 (1)～(10) (略) <u>(11)【取得格付】</u> 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期投資法人債】 (1)～(10) (略) (削る) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期投資法人債】 (1)～(10) (略) (11)【取得格付】 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期外債】 (18) (1)～(10) (略) (削る) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) 外国投資証券の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u> <u>(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u> <u>(b) 当該届出に係る外国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u> <u>当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</u> (7)～(85) (略)</p>	<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期外債】 (18) (1)～(10) (略) <u>(11)【取得格付】</u> 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) 外国投資証券の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る外国投資証券について、届出投資法人の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u> (7)～(85) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の四の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期外債】 (1)～(10) (略) (削る) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第四号の四の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期外債】 (1)～(10) (略) <u>(11)【取得格付】</u> 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期外債】 (1)～(10) (略) (削る) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期外債】 (1)～(10) (略) <u>(11)【取得格付】</u> 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、<u>信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u></p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 管理資産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等</p> <p>a～f (略)</p> <p><u>g 当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u></p> <p><u>(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u></p> <p><u>(b) 当該届出に係る内国資産流動化証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産流動化証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u></p> <p><u>当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p>h (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 引受け等の概要</p> <p>a <u>元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。</u></p> <p>b <u>この届出書に係る内国資産流動化証券の募集について、当該内国資産流動化証券が金商業等府令第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当することにより、発行者の親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。)又は子法人等(同条第4項に規定する子法人等をいう。)</u></p>	<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u></p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 管理資産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等</p> <p>a～f (略)</p> <p><u>g 当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者が申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p> <p>h (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 引受け等の概要</p> <p><u>元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。</u></p>

<p>を主幹事会社（金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国資産流動化証券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及びに当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。</p> <p>(9) ~ (42) (略)</p>	<p>(9) ~ (42) (略)</p>
--	-----------------------

改 正 案	現 行
<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</p> <p>(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</p> <p>(b) 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</p> <p>当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(5)～(37) (略)</p>	<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p> <p>(5)～(37) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載し、<u>信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること。</u>また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 原委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c～g (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国資産信託流動化受益証券の形態等</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。</u> <u>なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u></p> <p>(a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u></p> <p>(b) <u>当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u> <u>当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p>(7)～(26) (略)</p>	<p>第五号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等</u>を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 原委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c～g (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国資産信託流動化受益証券の形態等</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、届出会社の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。</u>なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p> <p>(7)～(26) (略)</p>

改 正 案	現 行
第六号様式	第六号様式
【表紙】	【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書 (略)	【提出書類】 有価証券届出書 (略)
第一部【証券情報】	第一部【証券情報】
第1 (略)	第1 (略)
第2【内国信託社債券の募集(売出)要項】	第2【内国信託社債券の募集(売出)要項】
1【新規発行社債(短期社債を除く。)](10)	1【新規発行社債(短期社債を除く。)](10)
銘柄	銘柄
記名・無記名の別	記名・無記名の別
券面総額又は振替社債の総額(円)	券面総額又は振替社債の総額(円)
各社債の金額(円)	各社債の金額(円)
発行価額の総額(円)	発行価額の総額(円)
発行価格(円)	発行価格(円)
利率(%)	利率(%)
利払日	利払日
利息支払の方法	利息支払の方法
償還期限	償還期限
償還の方法	償還の方法
募集の方法	募集の方法
申込証拠金(円)	申込証拠金(円)
申込期間	申込期間
申込取扱場所	申込取扱場所
払込期日	払込期日
振替機関	振替機関
担保の種類	担保の種類
担保の目的物	担保の目的物
担保の順位	担保の順位

先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	

2 （略）

3 【新規発行短期社債】（12）

発行価格（円）	
短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

4～6 （略）

第二部～第四部 （略）

（記載上の注意）

（1） 一般的事項

a （略）

b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（13）の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に

先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

2 （略）

3 【新規発行短期社債】（12）

発行価格（円）	
短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
取得格付	

4～6 （略）

第二部～第四部 （略）

（記載上の注意）

（1） 一般的事項

a （略）

b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式

<p>重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国信託受益証券の形態等</p> <p>a (略)</p> <p><u>b 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u></p> <p><u>(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u></p> <p><u>(b) 当該届出に係る内国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u></p> <p><u>当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p>(5) ~ (45) (略)</p>	<p>第二部中「第2 信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国信託受益証券の形態等</p> <p>a (略)</p> <p><u>b 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p> <p>(5) ~ (45) (略)</p>
--	---

改正案

現行

第六号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1 (略)

第2【外国信託社債券の募集(売出)要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】(11)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	

第六号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1 (略)

第2【外国信託社債券の募集(売出)要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】(11)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	

2【新規発行短期社債】（12）

発行価格	
短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	

3～5（略）
 第二部～第四部（略）
 （記載上の注意）
 （1） 一般的事項

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

2【新規発行短期社債】（12）

発行価格	
短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

3～5（略）
 第二部～第四部（略）
 （記載上の注意）
 （1） 一般的事項

<p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、<u>信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u></p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c～g (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国信託受益証券の形態等</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、<u>信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u></p> <p>(a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u></p> <p>(b) <u>当該届出に係る外国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u></p> <p><u>当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p>(7)～(30) (略)</p>	<p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u></p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c～g (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国信託受益証券の形態等</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る外国信託受益証券について、提出者の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、<u>当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p> <p>(7)～(30) (略)</p>
---	---

改正案	現 行
<p>第六号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、<u>信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u></p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国抵当証券の基本的仕組み等</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u></p> <p>(a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u></p> <p>(b) <u>当該届出に係る内国抵当証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国抵当証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u></p> <p><u>当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p>(5)～(29) (略)</p>	<p>第六号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u></p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国抵当証券の基本的仕組み等</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>当該届出に係る内国抵当証券について、発行者等が申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p> <p>(5)～(29) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第六号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (4) (略) (5) 内国所有価証券投資事業権利等の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る内国所有価証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u> (a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u> (b) <u>当該届出に係る内国所有価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国所有価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u> <u>当該届出に係る内国所有価証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p>(6) ~ (63) (略)</p>	<p>第六号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (4) (略) (5) 内国所有価証券投資事業権利等の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る内国所有価証券投資事業権利等について、届出組合等の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p> <p>(6) ~ (63) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第六号の六様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (6) (略) (7) 外国有価証券投資事業権利等の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u> (a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u> (b) <u>当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u> <u>当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p>(8) ~ (76) (略)</p>	<p>第六号の六様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (6) (略) (7) 外国有価証券投資事業権利等の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、届出外国組合等の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p> <p>(8) ~ (76) (略)</p>

改正案	現 行																				
<p>第十五号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【短期投資法人債】</p> <table border="1" data-bbox="249 590 1436 705"> <tr> <td>バックアップラインの設定金融機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックアップラインの設定内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第2 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	バックアップラインの設定金融機関				バックアップラインの設定内容				<p>第十五号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【短期投資法人債】</p> <table border="1" data-bbox="1498 590 2686 764"> <tr> <td>バックアップラインの設定金融機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックアップラインの設定内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得格付</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第2 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	バックアップラインの設定金融機関				バックアップラインの設定内容				取得格付			
バックアップラインの設定金融機関																					
バックアップラインの設定内容																					
バックアップラインの設定金融機関																					
バックアップラインの設定内容																					
取得格付																					

改 正 案

現 行

第十六号の三様式

【表紙】
【提出書類】

発行登録書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【短期外債】

バックアップラインの設定金融機関			
バックアップラインの設定内容			
準拠法及び管轄裁判所			

第2【その他の記載事項】(2)

第二部 (略)
(記載上の注意)
(略)

第十六号の三様式

【表紙】
【提出書類】

発行登録書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【短期外債】

バックアップラインの設定金融機関			
バックアップラインの設定内容			
準拠法及び管轄裁判所			
取得格付			

第2【その他の記載事項】(2)

第二部 (略)
(記載上の注意)
(略)